

(3) 重大事態の調査報告書の分析結果

実 態	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>(いじめの重大事態の調査結果の分析)</p> <p>国及び地方公共団体は、いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする（法第20条）。</p> <p>いじめの重大事態の調査結果の分析については、協議会とりまとめにおいて、「現状・課題」として「自殺をはじめとする重大な事案については、専門的な調査研究が実施され、再発防止策につなげる仕組みが必要である」とされ、「対応の方向性」として「具体のいじめの重大事態について、各地方公共団体が実施した第三者調査の報告書のデータベース化、分析、研究、再発防止策の提案等が、研究機関等において実施される仕組みの構築を検討する」とされた。また、文部科学省は、前述3(1)のとおり、平成28年12月に、重大事態の調査結果の分析は再発防止に極めて有効であることなどを教委等に対して通知している。</p> <p>これらを受け、平成29年3月に改定された国の基本方針では、国は、各地方公共団体によるいじめの重大事態の調査結果の収集・分析について、国立教育政策研究所、各地域、大学等の研究機関、関係学会等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及することとされた。</p> <p>(調査報告書の内容)</p> <p>重大事態の調査については、国の基本方針では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることとされている。</p> <p>このほか、調査報告書の内容は、自殺調査指針及び不登校調査指針において、事項例が示されている。例えば、自殺調査指針では、報告書の内容（目次）の例として、①要約、②調査組織と調査の経過、③分析評価（調査により明らかになった事実、自殺に至る過程、再発防止・自殺予防の課題、特定のテーマ）、④まとめ等が示されている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、いじめの重大事態の調査報告書の分析状況について、文部科学省等を調査したところ、現状、文部科学省において3事案の重大事態の調査報告書を分析しているものの、今後行う予定である重大事態の調査結果の収集・分析について、実施時期、実施主体などの具体的な取組内容は未定となっている。また、教育長等及び教委からは、重大事態の事例を整理したものの提供等を求める意見等も聴かれた。</p>	<p>図表3-(3)-①</p> <p>図表3-(3)-②</p> <p>図表3-(3)-③</p> <p>図表3-(3)-③ (再掲)</p> <p>図表3-(3)-④、 ⑤</p>

このため、当省の調査において収集した66事案の重大事態の調査報告書に記載された事実関係について、教育現場の参考となるよう整理・分析を実施した。

ア 文部科学省等における重大事態の調査結果の分析状況

文部科学省における重大事態の把握状況及び調査報告書の分析状況をみると、次のとおりであった。

また、前述3(1)のとおり、調査対象とした60教委の中には、重大事態の調査報告書を一定数収集し、分析しているものはみられなかった。

(7) 文部科学省における重大事態の把握状況

文部科学省は、同省として必要な対応を検討するために、①児童生徒が自殺した場合（自殺が疑われる場合や未遂の場合を含む。）、②学校内外を問わず、児童生徒が、他の児童生徒等の命を奪う等、重大な犯罪又は触法行為を起こした場合は、原則として24時間以内に事件等の概要等を「児童生徒の事件等報告書」により、いじめを原因とするものか否かにかかわらず報告するよう教委等に求めており、年間150件程度の報告を受けているとしている。

また、同省は、事後的に、重大事態の発生件数について、年1回の問題行動等調査において把握している。

さらに、同省は、県又は市への指導等の規定（法第33条）に基づき直接指導等を行った、地方公共団体の重大事態の調査報告書について、任意で提出を求め、年間数件程度を把握しているとしている。

(4) 文部科学省における重大事態の調査報告書の分析状況

文部科学省は、法施行後に発生した、いじめが背景にある自殺事案について、平成28年度のいじめ防止対策協議会での検討に資するために、3事案の重大事態の調査報告書の分析を行ったが、それ以降分析は行っていない。また、平成29年3月に改定された国の基本方針で規定された重大事態の調査結果の収集・分析について、当省の調査時点で、実施時期、実施主体などの具体的な取組内容は未定としている。

イ 重大事態の発生防止に向けた取組に関する意見・要望

重大事態の発生防止に向けた取組について、教育長等及び教委からは、次のような意見・要望が聴かれた。

- ① 他の地方公共団体で起こった重大事態については、新聞等で見聞きするだけで情報が入ってこない。
- ② 全国の重大事態の事例が積み重なってきていることから、これらを整理して参考情報として提供してほしい。
- ③ 各学校は、重大事態がいつどこで発生するか分からないことは認識

図表3-(3)-⑥

図表3-(3)-①
(再掲)

図表3-(3)-⑦

図表3-(3)-③
(再掲)

図表3-(3)-⑧

<p>しているが、日頃は身近に考えることが難しいため、全国的な対応事例等を通して、危機意識を高める機会を設けることは非常に重要である。</p> <p>ウ 当省における重大事態の調査報告書の分析</p> <p>(7) 当省の分析の目的</p> <p>いじめを背景とした自殺等の深刻な事態の発生は後を絶たず、同種の事態が繰り返し発生している。いじめ防止対策は、「いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要」(法第3条第3項)であり、重大事態の調査は、「当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために」(法第28条第1項)行われている。</p> <p>各地方公共団体における調査報告書は、いじめの重大事態の事実の全容解明と再発防止を目的とし、重大事態の発生原因の分析、問題点等を明らかにした有用な共有財産であるといえる。調査報告書は、法施行後3年以上が経過し、その蓄積も進んでいる。</p> <p>しかしながら、現状においては、文部科学省において、3事案の重大事態の調査報告書を分析しているものの、今後行う予定である重大事態の調査結果の収集・分析について、実施時期、実施主体などの具体的な取組内容は未定となっており、また、重大事態の調査報告書を重大事態の発生防止のために活用している教委は一部にとどまっている状況がみられた。さらに、教育長等及び教委からは重大事態の事例を整理したものの提供等を求める意見等も聴かれた。</p> <p>このため、当省において、教育現場の参考となるよう、66事案の重大事態の調査報告書に記載された学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を整理・分析した。</p> <p>なお、本整理・分析の取りまとめに当たっては、個人や学校等が特定されるおそれがある情報は削除する等、関係者に配慮した。</p> <p>(4) 当省の分析の対象とした重大事態の調査報告書</p> <p>今回、当省が地方公共団体に対し、当省の分析の趣旨を説明した上で、保有する調査報告書の提供依頼を行い、37団体から重大事態の調査について63事案・63調査報告書、重大事態の再調査について4事案・4調査報告書の計66事案・67調査報告書(注)を入手した。</p> <p>(注) 入手した66事案のうち1事案については、重大事態の調査及び重大事態の再調査の調査報告書を入手しているため、重複している。</p> <p>入手した67調査報告書には、法施行前に発生した事案など法上の重大事態に該当しないものが含まれるが、これらの調査報告書についても再発防止等を目的としており、当省の整理・分析の目的を損なうものではないため、重大事態の調査報告書と同等のものとして取り扱っている。</p>	<p>図表3-(3)-① (再掲)</p>
---	---------------------------

また、入手した調査報告書は、①調査報告書全体、②調査報告書全体から特定ページが除かれた「抜粋版」、③調査報告書の「概要版」とされているものである。さらに、調査報告書を提供した地方公共団体により文章がマスクングされている部分があり、その箇所数や分量も様々であった。このため、当省の整理・分析結果は、入手できた調査報告書の記載から確認できた範囲のものとなっている。

なお、当省が入手した調査報告書は、任意に選択したものであるため、整理・分析結果から重大事態の全体像を推測することはできないが、重大事態の発生防止の手がかりになる情報は得られた。

エ 調査報告書により判明した重大事態の概要

重大事態及び重大事態の調査の概要として、①調査報告書のページ数、記載事項、公表状況等、②重大事態の調査組織・調査期間等の状況、③被害児童生徒が受けたいじめ等の状況、④自殺及び自殺未遂事案の状況、⑤重大事態の再調査を行うこととなった経緯等について分析したところ、次のとおりであった。

(7) 調査報告書のページ数、記載事項、公表状況等

(被害児童生徒の学校の種類)

分析対象とした66事案のうち、被害児童生徒が在籍する学校の種類の記載が確認できた61事案をみると、小学校が19事案(31.1%)、中学校が32事案(52.5%)、高等学校が10事案(16.4%)となっていた。

図表3-(3)-⑨

(重大事態の態様)

分析対象とした66事案の重大事態の態様をみると、生命心身財産重大事態が31事案(47.0%)、不登校重大事態が38事案(57.6%)、いずれに該当するか不明であるものが4事案(6.1%)となっていた(注)。

図表3-(3)-⑩

(注) 1件の重大事態が、生命心身財産重大事態及び不登校重大事態の両方に該当する場合は、それぞれに計上しているため、合計事案数は66事案とならない。以下同じ。

(調査報告書のページ数)

分析対象とした66事案の67調査報告書のうち、概要版及び全体のページ数が分からない抜粋版を除く54調査報告書についてページ数をみると、最少のものが1ページ、最多のものが212ページとなっていた。

図表3-(3)-⑪

また、54調査報告書のうち、生命心身財産重大事態が21調査報告書、不登校重大事態が33調査報告書となっている。これらのページ数をみると、生命心身財産重大事態は、最少のものが3ページ、最多のものが212ページとなっており、不登校重大事態は、最少のものが1ページ、最多のものが65ページとなっていた。

<p>(生命心身財産重大事態に係る調査報告書の記載事項)</p> <p>生命心身財産重大事態31事案の32調査報告書(注1)のうち、概要版及び抜粋版を除く20調査報告書について、自殺調査指針で報告書の内容(目次)の例として示されている事項が記載されているかどうか調査した。</p> <p>その結果、「特定のテーマ」(被害児童生徒の性格の特徴、家族関係など)については6割、「調査組織と調査の経過」については9割強、「調査により明らかになった事実」、「自殺に至る過程」(注2)、「再発防止・自殺予防の課題」についてはそれぞれ全ての調査報告書で記載されていた。</p> <p>(注1) 生命心身財産重大事態31事案のうち、1事案は重大事態の調査及び重大事態の再調査の両方の調査報告書となっている。</p> <p>(注2) 生命心身財産重大事態において、自殺及び自殺未遂以外の事案の場合は、重大事態に至る過程が記載されていれば、「自殺に至る過程」が記載されているものとした。</p>	<p>図表3-(3)-⑫</p>
<p>(不登校重大事態に係る調査報告書の記載事項)</p> <p>不登校重大事態38事案の38調査報告書のうち、概要版及び抜粋版を除く33調査報告書について、不登校調査指針で調査報告書の内容の参照例として示されている事項が記載されているかどうか調査した。</p> <p>その結果、「氏名」については6割強、「学年・学級・性別」、「欠席期間・対象児童生徒の状況」についてはそれぞれ8割強、「行為(いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実。学校の対応や指導も含む。）」、「調査結果のまとめ(いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む)」については9割強の調査報告書で記載されていた。</p>	<p>図表3-(3)-⑬</p>
<p>(調査報告書の公表状況)</p> <p>分析対象とした66事案の67調査報告書の公表状況を見ると、公表しているものが19調査報告書(28.4%)、公表していないものが48調査報告書(71.6%)となっていた。</p> <p>公表している19調査報告書についてみると、ウェブサイトで公表しているものが15調査報告書(22.4%)あり、マスコミを通じて公表しているものが3調査報告書(4.5%)、市政資料室で閲覧可能となっているものが1調査報告書(1.5%)となっていた。</p>	<p>図表3-(3)-⑭</p>
<p>(イ) 重大事態の調査組織・調査期間等の状況</p> <p>(調査主体・重大事態の調査組織等の構成)</p> <p>分析対象とした66事案から重大事態の再調査を除く重大事態の調査を行った63事案のうち、調査主体の記載が確認できた59事案をみると、学校の設置者が35事案(59.3%)、学校が23事案(39.0%)、学校の設置者及び地方公共団体の長の共同(注)が1事案(1.7%)となっていた。</p> <p>(注) 法第28条第1項において、重大事態の調査は、学校の設置者又は学校による調</p>	<p>図表3-(3)-⑮</p>

<p>査しか規定されていないため、学校の設置者及び地方公共団体の長が共同で調査する場合であっても、法に基づき整理すると調査主体は学校の設置者となる。</p>	
<p>また、重大事態の調査を行った63事案のうち、重大事態の調査組織の構成員の職種等の記載が確認できた31事案をみると、心理の専門家（26事案、83.9%）が最も多く、次いで大学教授（准教授及び講師を含む。）（25事案、80.6%）、弁護士（24事案、77.4%）、医師（17事案、54.8%）などとなっていた。</p>	図表3-(3)-⑯
<p>同様に重大事態の再調査を行った4事案の重大事態の再調査組織の構成員の職種等をみると、弁護士（4事案、100%）及び大学教授（准教授及び講師を含む。）（4事案、100%）が最も多く、次いで医師（2事案、50.0%）、心理の専門家（2事案、50.0%）などとなっていた。</p>	図表3-(3)-⑰
<p>（重大事態の発生から調査開始までの期間）</p> <p>重大事態の調査を行った63事案のうち、重大事態の発生日（注）及び重大事態の調査組織の初開催日の記載が確認できた20事案について、重大事態の発生から調査開始までの期間をみると、最短のものが重大事態の発生日と重大事態の調査組織の初開催日が同日、最長のものが519日となっており、30日以内のものが9事案（45.0%）と最も多くなっていた。</p> <p>（注） 重大事態の発生日は、自殺又は自殺未遂の発生日、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった日等で整理している。</p>	図表3-(3)-⑱
<p>（重大事態の調査及び重大事態の再調査に要した期間）</p> <p>重大事態の調査を行った63事案のうち、重大事態の調査組織の初開催日及び調査報告書の取りまとめ日の記載が確認できた29事案について、重大事態の調査に要した期間をみると、最短のものが24日、最長のものが820日となっており、121日から150日までのものが4事案（13.8%）と最も多くなっていた。</p>	図表3-(3)-⑲
<p>重大事態の再調査を行った4事案のうち、重大事態の再調査組織の初開催日及び調査報告書の取りまとめ日の記載が確認できた2事案について、重大事態の再調査に要した期間をみると、最短のものから順に、65日、203日となっていた。</p>	図表3-(3)-⑳
<p>（ウ）被害児童生徒が受けたいじめ等の状況</p> <p>分析対象とした66事案のうち、重大事態の調査組織及び重大事態の再調査組織がいじめを認定したかどうかの記載が確認できた56事案についてみると、いじめが認定されたものが55事案（98.2%）、いじめが認定されなかったものが1事案（1.8%）となっていた。</p>	図表3-(3)-㉑
<p>いじめが認定された55事案のうち、いじめの態様の記載が確認できた50事案についてみると、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌</p>	図表3-(3)-㉒

<p>なことを言われる」が39事案（78.0%）と最も多く、次いで「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が25事案（50.0%）となっていた。</p>	
<p>(イ) 自殺及び自殺未遂事案の状況</p>	
<p>生命心身財産重大事態において自殺及び自殺未遂に至った18事案のうち、被害児童生徒の死にたいと思う気持ち（以下「希死念慮」という。）の記載が確認できた9事案をみると、希死念慮のほのめかしを事案発生前に周囲が把握しているものが5事案（55.6%）となっていた。</p>	<p>図表3-(3)-㉓</p>
<p>当該5事案について、被害児童生徒が希死念慮をほのめかしている相手を見ると、他の児童生徒に対するもの及び教師に対するものが各3事案（各60.0%）、被害児童生徒の家族に対するものが2事案（40.0%）となっていた。</p>	<p>図表3-(3)-㉔</p>
<p>また、当該5事案について、希死念慮をほのめかしている時期についてみると、事案発生当日から7日前までの事案発生直前に把握しているものが3事案（60.0%）となっていた。</p>	<p>図表3-(3)-㉕</p>
<p>なお、被害児童生徒の希死念慮の記載が確認できた9事案のうち、事案発生前に周囲がこれを確認できなかった4事案についてみると、希死念慮の内容等を便箋に記載している、スマートフォンで「電車で死んだら交通費」という自殺後の影響を検索しているなどの状況となっていた。</p>	<p>図表3-(3)-㉖</p>
<p>(ロ) 重大事態の再調査を行うこととなった経緯等</p>	
<p>重大事態の再調査を行った4事案について、重大事態の再調査を行うこととなった経緯等をみると、被害児童生徒の保護者の納得が得られず重大事態の再調査を行うこととなったもの及び私立学校で発生した重大事態の調査プロセス等の検証を目的としたものが各2事案となっていた。</p>	<p>図表3-(3)-㉗</p>
<p>オ 調査報告書により判明した重大事態に至る過程での学校等における対応の課題及び再発防止に係る提言の内容</p>	
<p>重大事態が発生した場合、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態の調査組織を設け、重大事態の調査を行うものとする（法第28条第1項）。また、地方公共団体の長は、重大事態の再調査組織を設けて調査を行う等の方法により、重大事態の再調査を行うことができるとされている（法第30条第2項）。</p>	<p>図表3-(3)-㉘ (再掲)</p>
<p>重大事態の調査組織・重大事態の再調査組織により実施された重大事態の調査・重大事態の再調査の計66事案・67調査報告書について、いじめ行為の経緯、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係、学校・教</p>	

<p>職員の対応などの事実関係や再発防止のための課題等の記載内容をみると、事案ごとに、①重大事態に至るまでに多様な事象が段階的に進行・エスカレートしていく状況、②関係者（被害児童生徒及びその保護者、加害児童生徒及びその保護者、学級担任や学校の管理職にある者など）、学級・学校の状況、③事案の発見の契機、事案の見逃しや見過ごしが生じた事由などは様々であった。</p> <p>本分析は、事案ごとに様々な状況があることを認識しつつも、学校現場の参考となるよう重大事態の調査又は重大事態の再調査を行った66事案において認定された事実関係等が記載された調査報告書から、重大事態に至る過程での学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言を抽出し、いじめの早期発見、いじめへの対処、その他いじめの未然防止等の区分ごとに同種類似の事項を整理した。</p>	<p>図表3-(3)-㉔</p>
<p>(7) いじめの早期発見</p> <p>いじめの早期発見に係る学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言をみると、事案ごとに得られた主な課題等は、次のとおり、①から⑧までの区分に係るものであった。</p> <p>① 学校内の情報の共有に係るものが40事案（60.6%）</p> <p>○ 生徒から担任に相談があったにもかかわらず、いじめの問題として学校内で情報の共有をしなかった。</p> <p>② 児童生徒に対するアンケートの活用に係るものが18事案（27.3%）</p> <p>i) アンケートに児童が「いじめがある」と回答した際の具体的な対応・指導の取決めがないことから、アンケート結果が活用されなかった。</p> <p>ii) アンケート結果を踏まえた具体的な対応要領を定めていたにもかかわらず、そのとおりの対応がなされなかった。</p> <p>③ 相談体制の整備に係るものが12事案（18.2%）</p> <p>i) 部活動顧問・担任だけでなく、養護教諭・SCなど多様なチャンネルで相談できる体制が整備されていなかった。</p> <p>ii) 生徒が担任に不信感を抱いていたにもかかわらず、担任以外の教員・SCに気軽に相談できる体制や雰囲気はなかった。</p> <p>④ 情報の記録、資料管理に係るものが12事案（18.2%）</p> <p>i) いじめの情報を記録し、事例を蓄積して、継続的に利用できるようになっていなかった。</p> <p>ii) 学校いじめ対策組織が開催されても議事録等が残されていないため、委員会に出席した教員以外は会議の内容が分からなかった。</p> <p>⑤ SC、SSW等との連携に係るものが12事案（18.2%）</p> <p>i) 担任は、SCやSSWへの相談は事が大きくなったときに行うものと思っており、これら専門家を積極的に活用する意識がなかった。</p>	<p>図表3-(3)-㉕</p>

ii) SCが児童生徒との面接記録を個人のメモにとどめていた状況もあり、必要に応じて管理者の許可の下、面談記録を関係者が閲覧することができなかった。

⑥ 部活動、クラブ活動等の運営に係るものが7事案 (10.6%)

i) 部活動において、活動中の安全への配慮はなされていたが、部員間のいじめの防止等のための対策はなされていなかった。

ii) 部員間での「弱い」といった言葉が誰かを傷つける可能性がある
と誰も意識していなかった。

⑦ 児童生徒の家庭との連携に係るものが6事案 (9.1%)

○ 学校と担任に対する不信感から、被害生徒の保護者と学校との円滑な意思疎通がなされなかったため、保護者は学校での出来事等を知ることができず、学校も保護者から情報を得られなかった。

⑧ その他、いじめの発見に係るものが10事案 (15.2%)

i) 個人面談の実施が不十分で、生徒の変化に気付くことができなかった。

ii) いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員の把握しにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われるとの認識を有していなかった。

(イ) いじめへの対処

いじめへの対処に係る学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言をみると、事案ごとに得られた主な課題等は、次のとおり、①から⑦までの区分に係るものであった。

図表3-(3)-⑩

① 組織的対応に係るものが42事案 (63.6%)

i) いじめを訴えた児童への詳細な聞き取り等について、学校としての対応の仕方が共有されておらず、担任任せで組織的に対応できなかった。

ii) 本来は時間をかけて協議すべき内容について、十分に話し合われることがなかった。

② いじめの事実確認・認知に係るものが37事案 (56.1%)

i) 学校の管理職及び教員は、いじめの定義を平成18年度以前の「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」という文言が入ったものであると思込み、いじめと認識していなかった。

ii) この程度は悪ふざけやじゃれあいで問題がないという認識や、本人が笑っており「大丈夫」と言っていればいじめではないという認識が蔓延していた。

③ 被害児童生徒側への支援や加害児童生徒側への指導に係るものが25事案 (37.9%)

○ 悪口や嫌がらせ程度でも深刻な事態を生むことを生徒に理解させること、特に、加害生徒に対して、被害生徒の受ける苦痛を具体

<p>的に想像できるような指導が行われていなかった。</p> <p>④ 関係機関との連携に係るものが12事案（18.2%）</p> <p>i) 複数の関係機関は、それぞれが被害児童の保護者の話を聞き、対応していたが、情報の共有や役割分担は行われていなかった。</p> <p>ii) 学校は、生徒がいじめの相談ができるような外部の支援機関を把握していなかった。</p> <p>⑤ SC、SSW等との連携に係るものが7事案（10.6%）</p> <p>i) 保護者と学校側のコミュニケーションが円滑でなくなったとき、SC、SSW等が派遣され、学校と保護者の仲介を行うことが有益であるが、これらの専門家が活用されていなかった。</p> <p>ii) 被害生徒がいじめを受けているにもかかわらず、養護教諭やSCと一度も面談していないなど、相談部門が十分に機能していなかった。</p> <p>⑥ 傍観者への指導に係るものが3事案（4.5%）</p> <p>○ いじめを傍観していた生徒に対する指導等の対応について不明確であった。</p> <p>⑦ その他、いじめへの対処に係るものが14事案（21.2%）</p> <p>i) いじめや重大事態の発生時に教委が具体的に何を行うべきかを学校と教委で協議・確認していなかった。</p> <p>ii) いじめ事案の対応をめぐり被害児童の保護者と学校と関係が悪化していたが、教委は当該学校に十分な助言等を行っていなかった。</p> <p>(ウ) その他いじめの未然防止等</p> <p>その他いじめの未然防止等に係る学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言をみると、事案ごとに得られた主な課題等は、次のとおり、①から⑩までの区分に係るものであった。</p> <p>① 教員の研修に係るものが30事案（45.5%）</p> <p>i) 学校では、いじめに焦点を当てた教職員等の指導力向上のための研修が開催されていなかった。</p> <p>ii) 教委は年度当初に自殺予防対策に関する書類を全教職員に配付はしていたが、複数の教職員が内容を認識していなかった。</p> <p>② 学校・学級づくりに係るものが30事案（45.5%）</p> <p>i) 抽象的に「いじめをしてはいけない」というだけで、児童自身がいじめについて自ら考え、議論し、解決することができるような学級づくりが行われていなかった。</p> <p>ii) 生徒が大人にSOSを発しやすい環境を構築できていなかった。</p> <p>③ 重大事態発生後の対応に係るものが23事案（34.8%）</p> <p>i) 教委事務局職員が、法の趣旨や内容を十分理解しておらず、地方公共団体の長に対する重大事態の発生報告が遅れてしまった。</p>	<p>図表3-(3)-③①</p>
--	-------------------

<p>ii) 重大事態への備えが不十分だったため、重大事態の調査組織の設置要綱の内容をめぐる、被害生徒側と争いが生じてしまった。</p> <p>④ 児童生徒に対するいじめ防止などの教育に係るものが17事案 (25.8%)</p> <p>i) いじめは重大な人権侵害であり、法的責任を問われることを理解させる授業等を行っていないかった。</p> <p>ii) 校長のいじめ防止の講話を受けて、学級担任が各学級で指導する等の取組がなかった。</p> <p>⑤ 児童生徒の家庭との連携に係るものが17事案 (25.8%)</p> <p>i) P T A・保護者、地域住民の協力を得て子供を見守り、いじめの早期発見や未然防止につなげるような活動が十分行われていなかった。</p> <p>ii) 学校と保護者との間に齟齬が生じていたにもかかわらず、学校と保護者の間の連絡は電話やメールにより行われるのみであり、直接会って説明しなかったことから、かえって対立を深めることとなった。</p> <p>⑥ 学校基本方針等の見直しに係るものが13事案 (19.7%)</p> <p>i) 学校基本方針で定めた取組が機能しているのか検証していなかった。</p> <p>ii) 学校基本方針は、教委が作成したひな形に、学校名を書き入れ、年間計画の部分にのみ手を加えたもので、学校において、議論が行われたか明らかでない。</p> <p>⑦ 教委と連携した取組に係るものが9事案 (13.6%)</p> <p>i) 教委は、各校に設置された学校いじめ対策組織が有効に機能しているかチェックしていなかった。</p> <p>ii) 教委は、いじめ防止に関する対策の実施状況について、毎年検証を行っていないかった。</p> <p>⑧ 調査報告書の活用、教訓化に係るものが8事案 (12.1%)</p> <p>○ 全国の重大事態の調査組織が作成した多くの調査報告書が活用されず、その知見が教職員に周知されていなかった。</p> <p>⑨ 学校基本方針等に定めた取組の実施に係るものが6事案 (9.1%)</p> <p>i) 地方基本方針や学校基本方針に基づく取組の多くが未実施又は実効性の面で不十分であった。</p> <p>ii) 学校基本方針に基づくマニュアルや必要な計画等を策定せず、教職員が共通認識をもっていないかった。</p> <p>⑩ その他、いじめの未然防止等に係るものが9事案 (13.6%)</p> <p>○ 担任が被害児童をあだ名で呼んでいたことが、差別感情やいじめの端緒を生じさせ、いじめの継続の一因となっていた可能性は否定できない。</p>	
---	--

<p>上記のとおり、重大事態の調査組織及び重大事態の再調査組織が学校等の対応における課題等として指摘を行ったものは、学校内の情報の共有に係るもの、組織的対応に係るものが各6割強、いじめの事実確認・認知に係るものが5割強となっていた。当該課題等には、前述2(4)における法のいじめの定義を限定的に解釈していること及び前述3(2)における法等に基づく措置が徹底されていないことの指摘もみられ、改めて法や国の基本方針等が求める取組の実施が重要であることが明らかとなった。</p>	
--	--

図表 3-(3)-① いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉

(基本理念)

第3条 (略)

2 (略)

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。
(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一・二 (略)

2・3 (略)
(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3～5 (略)
(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第33条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(3)-② いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ（平成 28 年 11 月 2 日 いじめ防止対策協議会）〈抜粋〉

7. 法の理解増進等

現状・課題	対応の方向性
【保護者及び地域に対する周知】 (略)	(略)
【教職員に対する周知】 (略)	(略)
【国立及び私立の学校への支援】 (略)	(略)
【高等専門学校、専修学校等におけるいじめ防止等の対策】 (略)	(略)
【学校評価】 (略)	(略)

<p>【いじめ事案に関する調査研究】</p> <p>○自殺をはじめとする重大な事案については、<u>専門的な調査研究が実施され、再発防止策につなげる仕組みが必要である。</u></p>	<p>○具体的いじめの重大事態について、各地方公共団体が実施した第三者調査の報告書のデータベース化、分析、研究、再発防止策の提案等が、研究機関等において実施される仕組みの構築を検討する。</p>
---	---

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(3)-③ いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））〈抜粋〉

<p>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <p>1 いじめの防止等のために国が実施する施策</p> <p>国は、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策</p> <p>① いじめの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成 (略) ○ 児童生徒の主体的な活動の推進 (略) ○ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保 (略) ○ いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上 (略) ○ いじめに関する調査研究等の実施 <p>いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等、いじめの問題の全国的な状況を調査する。</p> <p>また、いじめの防止及び早期発見のための方策（学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルの在り方、学校いじめ対策組織の活動の在り方等）や、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり、<u>各地方公共団体によるいじめの重大事態に係る調査結果の収集・分析等について、国立教育政策研究所や各地域、大学等の研究機関、関係学会等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発 (略) <p>②～④ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 重大事態への対処</p> <p>(1) 学校の設置者又は学校による調査</p> <p>いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。</p> <p>i) 重大事態の発生と調査</p> <p>(略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施</p> <p><u>「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど</u> <u>の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。</u></p>
--

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア)・イ) (略)

⑥ その他留意事項 (略)

ii) 調査結果の提供及び報告 (略)

(2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(3)-④ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成 26 年 7 月 1 日児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）〈抜粋〉

4 詳細調査の実施

(1)～(7) (略)

(8) 報告書のとりまとめと遺族等への説明

① 報告書の内容

○報告書の内容（目次）の一例を示すが、個々の事案の特性に合わせて組み立てることが必要である

・はじめに

・要約

・調査組織と調査の経過

・分析評価 調査により明らかになった事実

自殺に至る過程

再発防止・自殺予防の課題

〇〇〇（特定のテーマ）

・まとめ

・おわりに

○分からないことについては、その旨を率直に記載すべきである

○報告書を公表する段階においては、遺族や子供など関係者へ配慮して公表内容を決める

○報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を（報告書か概要版か）どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため、調査主体と協議して調査組織にて判断する

○学校の安全配慮義務に違反や瑕疵（かし）が認められるような場合は、率直に記載すべきである

②・③ (略)

(9) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(3)-⑤ 不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月文部科学省初等中等教育局）〈抜粋〉

第3 不登校重大事態発生時の措置

1 発生の報告 (略)

2 調査の実施

(1)～(3) (略)

(4) 調査結果の取りまとめ

調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載

の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを書面として取りまとめる。なお、書面の記載については「報告事項の例」を参照されたい。

(留意事項)

- ・ 対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。
- ・ 不登校重大事態に係る調査を実施中に対象児童生徒が学校復帰した場合は、その時点までの情報を取りまとめれば足りる。

報告事項の例

1. 対象児童生徒
(学校名)
(学年・学級・性別)
(氏名)
2. 欠席期間・対象児童生徒の状況
3. 調査の概要
(調査期間)
(調査組織及び構成員)
(調査方法)
(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)
4. 調査内容
 - ① 行為Aについて
 - ② 行為Bについて
 - ③ 行為Cについて

※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。

※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。

 - ④ その他(家庭環境等)
 - ⑤ 調査結果のまとめ(いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む)
5. 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策
6. 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長(又は設置者)の所見

3～5 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(3)-⑥ 「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について(平成 27 年 4 月 24 日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡) <抜粋>

「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について

児童生徒をめぐる重大事件や児童生徒の自殺については、事実関係の正確かつ迅速な把握が必要であり、これまでも文部科学省では、「児童生徒の事件等報告書」について(平成 18 年 12 月 27 日付け事務連絡)にて、事件等の発生について各都道府県・指定都市教育委員会に報告書の提出を依頼していたところですが、この度、その徹底に向けて、情報提供いただく事件等について整理し、明確化しましたので、今後、各都道府県・指定都市教育委員会にあっては、管下の学校(域内の市区町村教育委員会の管下の学校を含む。)の児童生徒に係る重大な事件等が発生した場合は、下記により、文部科学省初等中等教育局児童生徒課まで御一報いただきますよう改めてお願いいたします。

記

1 情報提供いただきたい事件等

(1) 児童生徒が自殺した場合(自殺が疑われる場合や未遂を含む。)

いじめを受けていた、友人関係で悩んでいた、教職員との関係で悩んでいた(これらの可能性があるものを含む。)など、学校生活に起因する可能性がある場合や、事案が全国報道で扱われ得る場合は、速やかに一報をお願いします。

なお、一報とは別に、「学校の管理職が、自殺であると判断したもの及び自殺である可能性が否定できないと判断したもの」については「児童生徒の自殺等に関する実態調査について(依頼)」(平成 23 年 6 月 1 日付け 23 初児生第 8 号)により調査票の提出をお願いします。

(2) 学校内外を問わず、児童生徒が、他の児童生徒等の命を奪う等、重大な犯罪又は触法行為を起した場合

※ 殺人未遂、強盗、詐欺又は強制わいせつなどの事案も、全国報道で扱われ得るようなものについては報告願います。

2 個人情報の取扱い等について (略)

3 報告書の作成及び提出について

(1) 事案発生を確認した場合、速やか(原則として24時間以内)に、別添「児童生徒の事件等報告書」の様式により報告書を作成し、下記提出先までE-mail又はFAXで御提出願います。

(2)・(3) (略)

4 その他

上記1(1)に関連し、万が一児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときは、「「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について(通知)」(平成26年7月1日付け26文科初第416号)及び「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ「子供に伝えたい自殺予防」及び「子供の自殺等の実態分析」について(周知)」(平成26年7月1日付け26初児生第27号)を踏まえ適切な対応をお願いします。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(3)-⑦ 文部科学省における重大事態の調査結果の分析結果(法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案(いじめ防止対策協議会(平成28年度)(第2回)配付資料)

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案	
【事案1】 中学1年生男子生徒の自死事案。自死の数ヶ月前から、見下す言葉でのからかい、仲間外れ等のいじめを受けているとの相談が学校にあった。第三者調査委員会の調査結果においては、「それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる。」とされた。	
事項	当該事案における学校等の対応 ※第三者調査委員会報告書を基に作成
基本方針	事案発生当時、学校のいじめ防止基本方針、当該地方公共団体のいじめ防止基本方針及び対応マニュアルが策定されていたが、 <u>基本方針等に基づく対応が教職員に周知徹底されていなかった。</u>
未然防止・早期発見	・早期発見のためのアンケート調査を年6回実施していた。5月の調査では当該生徒のいじめが疑われる記載があったが、学校では特に確認を要するものとはとらえなかった。またその後のアンケート調査を2回連続当該生徒が提出していない状況であったが、学校は特段の対応をしなかった。
組織的対応	・保護者からの相談を受け、学校では臨時会議を開催し、情報を共有しながら対応していたが、一部のいじめについては担任止まりとなっていた。 ・学年ごとに生徒の問題行動を処理しようとする傾向が強く、「小さな問題」と捉えた事案については、学校全体で情報共有がなされず、管理職による点検・指導が行われなかった。 ・事案について養護教諭やスクールカウンセラーと情報を共有して対応に当たることをしなかった。 ・自死発生前、本件いじめについて学校から教育委員会への報告は行われていなかった。
いじめへの対処	・当該生徒と加害生徒の問題について、対応方針を事前に双方の保護者と協議せず、また、一部の加害生徒の保護者に対しては、いじめについて報告をしていなかった。 ・学年集会を開催して指導を行ったが、後日、当該生徒が加害生徒から「チクった」と言われた。このことについて学校は保護者から相談を受けたが、特段の対応を行わなかった。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	・当初、遺族の意向を受けて自死については「転校した」と他の生徒に伝えたく当該生徒の自死についての公表は発生から約1年後であった。 ・第三者調査委員会はすでに常設機関として設置されていた。事案発生後、学校による基本調査を実施し、事案発生から2か月後に第三者委員会による詳細調査を開始した。 ・遺族に対して、第三者調査委員会による調査結果を報告。
【事案2】 中学1年生女子生徒の自死事案。クラス及び部活動において、暴力を伴わない悪口、心理的な嫌がらせが日常的に発生していた。第三者調査委員会の調査結果においては、「「いじめ」被害を受けたことが自殺の主要な原因である。」とされた。	
事項	当該事案における学校等の対応 ※第三者調査委員会報告書を基に作成
基本方針	・法施行後間もない時期に発生した事案であるため、学校の基本方針は策定されていなかった。 ・学校としてのいじめ事案の報告経路・情報共有の方法を含むいじめへの対処方針は策定・共有されていたが、方針に基づく対応が徹底されていなかった。
未然防止・早期発見	・定期的実施していたアンケート(月1回)の結果について、当該生徒の回答に変化が見られたものの、十分な分析の下、対応を行わなかった。 ・その他保護者からの相談、当該生徒の様子の変化、部活動の欠席など、学校として個々の事案を把握していたが、学校はいじめと認知して対応していなかった。

組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当時学校が定めたいじめ事案に係る報告経路・情報共有の方法が徹底されておらず、一部のいじめでは担任と学年主任のみで対応をとり、学校の対策組織には共有されていなかった。 ・いじめ、クラス内のトラブルが発生し、いじめ対策組織において協議した場合でも、協議の内容について記録が作成されていなかった。 ・当該生徒についてスクールカウンセラーの利用実績はなかった。
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、被害生徒に声をかけたところ、「大丈夫」と答えたため、様子を見守ることとしたが、その対処方針は、組織的に判断して決定されたものではなかった。 ・部活動におけるいじめについて具体的な対応を定めていなかった結果、顧問から学校の対策組織に報告がなされていなかった。 ・顧問も交えた部活動のミーティングの中で、加害側から被害生徒の性格的な面への指摘があり、被害生徒が自らの性格の改善を約束するという結果になった場面があった。この後も悪口等のいじめが継続していたが、学校は特段の対応を行わなかった。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育委員会による調査結果を遺族に提示(閲覧のみ)。 ・第三者調査委員会の設置に関して、スタートの時点で要綱の内容、人選について遺族との協議を円滑に行うことができなかったため、調査の開始が約10ヶ月後となった。

【事案3】 中学2年生男子生徒の自死事案。生徒はクラス及び部活動において、嫌がらせ、暴力等を受けており、担任とやりとっていた生活記録ノートには、いじめを受けたことや「死にたい」旨の記載があった。学校による調査結果においては、「本いじめ事案が自殺の一因であった」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応	※学校の調査報告書を基に作成
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のいじめ防止基本方針について、背景や内容を教職員で理解・共有できておらず、アンケートの実施など、計画に則った取組ができなかった。 	
未然防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が、生徒が発するSOS(生活記録ノートの記載等)を共有できなかった。 ・いじめ・自殺・生徒指導等に関わる文科省・県教委等からの諸資料は、担当者に回覧されたが、教職員に周知・徹底されず、諸資料を効果的に活用することができていなかった。 ・いじめ防止やいじめに対する指導法、生徒理解を深めていく方法等についての研修が不十分だった。 	
組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・学校にいじめの防止のための組織は設置されていたが、各学年の状況やいじめ防止の取組を確認する場としては機能していなかった(学年での対応が主となっており、学年間の情報交流が少ない)。 ・情報共有すべき内容が明確でなく、担任が、いじめに係る情報(生活ノートの記載等)を学校のいじめ対策組織で共有しなかった。 ・学校として、担任の経験や感覚だけに頼らず、複数の教員の目で生徒を捉え、情報交換を通して生徒の理解を深めることができなかった(明るく、元気に生活している面と「死にたい」、「だめだ」等の言葉をノートに記載する面のギャップをどう理解するか等)。 	
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、生徒間のトラブルをからかい、ちょっかいや喧嘩と捉え、いじめと認知することが出来なかった。また、重大事態に発展する事案が発生するという危機意識に欠けていた。 ・いじめが発生し、周囲もその行為を見ていながら解決に結びつけていくような行動をとることができなかった。「いじめは絶対にしてはならない」などの規範意識を生徒に徹底させる教職員の指導が不十分だった。 ・家庭との連携が不十分だった。欠席した生徒への連絡、大きな問題やけが等があったときの連絡は行ってきたが、気になることがあったら、家庭に連絡を取って情報を共有する手立てが欠けていた。学校行事や面談などの機会を積極的に利用し、情報共有を行う必要があった。 	
学校による調査・第三者調査委員会による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施した調査結果を遺族に報告・説明した。調査の際のアンケートについては、個人名を伏せて遺族に提供した。 ・現在、第三者調査委員会において調査中。 	

(注) 文部科学省の資料による。

図表 3-(3)-⑧ 重大事態の発生防止に向けた取組に関する教育長等及び教委の主な意見・要望

区分	主な意見・要望
教育長等の意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国で発生している重大事態等について、子供がどのような事態になった場合に危険な状態なのか、自殺した生徒の心理面など死亡までの道のりをたどって、どこで食い止められたのかを理解するために、これらの情報を整理して共有してほしい。そのことで事前に学べて、深刻な事態を未然に防止する対応にいかすことができる。他の地方公共団体で起こった重大事態については、我々も新聞等で見聞きするだけで情報が入ってこない。 ・ 全国の重大事態の事例が積み重なってきていることから、これらを整理して参考情報として提供してほしい。 ・ 全国の地方公共団体における重大事態への対処の経験の例を示してほしい。 ・ 重大事態に関する、他都市の重大事例、公表の在り方、調査報告書の様式、迅速な調査の在り方等を例として示していただくと、参考にして、取り組んでいくことができる。 ・ 重大事態の調査方法や、どこまで調査を行うか（調査報告書に記載すべき内容）等は示されておらず、地方公共団体によって区々となっているので、当該保護者の納得に足る基準を設けるべきである。 また、本市では、いじめ対応のため相談員を市の予算で配置し単独で行っているが、国でも予算を立てて人の配置をする等お願いしたい。いじめは社会全体の問題なので、市民教育（人間的価値観等）の充実を社会全体で行い、人格形成をしていくべきである。
教委の意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校は、重大事態がいつどこで発生するか分からないことは認識しているが、日頃は身近に考えることが難しいため、全国的な対応事例等を通して、危機意識を高める機会を設けることは非常に重要である。 ・ 関係機関との連携の仕方等を含んだ対応事例について、情報提供があると学校に対する支援に役立つと思われる。また、効果的な事例のほか、対応が十分でなかった事例も提供してもらいたい。 ・ 重大事態に対処するのは初めてであるため、対応に苦慮することもあることから、既に重大事態が発生して対応を行った経験のある地方公共団体の例を示してもらえると参考になる。 ・ 重大事態を学校の設置者として調査するまでの手順等について、事前には全く情報を持っておらず、苦労した（重大事態の調査組織の根拠規定の整理、調査方法、聴き取り結果等の記録方法、取りまとめ方法等については、重大事態の調査を経験した近隣の市教委から教示を受けた。）。 市教委としては、重大事態に対応した経験がない場合が多く、初めて対応することとなった際に、どのような手順で調査を進めればよいか分からない。県教委の立場であれば、県内の複数の事案について、どのように対処したのかの情報を把握しているため、発生時における具体的な対処の仕方等について、研修を実施すれば有効である。 ・ 小規模な地方公共団体にとって重大事態は度々起こることではなく、重大事態の調査組織の委員の人選については県教委の支援が受けられるものの、ノウハウがなく対応に苦慮することも多いため、詳細な対応手順や留意点、委員に対する報酬内容等経費負担についてまとめた資料が送付されれば有り難い。

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(3)-⑨ 分析対象 66 事案のうち、被害児童生徒の学校の種類等の記載が確認できた 61 事案における被害児童生徒の学校の種類等

(単位：事案、%)

学校の種類等	事案数	構成比
小学校	19	31.1
1 年生	1	1.6
2 年生	0	0.0
3 年生	1	1.6
4 年生	2	3.3
5 年生	6	9.8
6 年生	4	6.6
不明	5	8.2
中学校	32	52.5
1 年生	12	19.7
2 年生	13	21.3
3 年生	4	6.6
不明	3	4.9
高等学校	10	16.4
1 年生	2	3.3
2 年生	6	9.8
3 年生	1	1.6
不明	1	1.6
合計	61	100

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(3)-⑩ 分析対象 66 事案における重大事態の態様

(単位：事案、%)

区分	事案数	構成比
生命心身財産重大事態	31	47.0
うち自殺、自殺未遂	18	27.3
不登校重大事態	38	57.6
不明	4	6.1
(参考) 分析対象とした事案数	66	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 1 件の重大事態が、生命心身財産重大事態及び不登校重大事態の両方に該当する場合は、それぞれに計上している。

3 構成比は、分析対象とした事案数に対する割合である。

図表 3-(3)-⑪ 分析対象 66 事案の 67 調査報告書のうち、概要版及び全体のページ数が分からない抜粋版を除く 54 調査報告書におけるページ数

(単位：調査報告書、%)

ページ数	生命心身財産 重大事態		不登校 重大事態		不明		(参考) 概要版及び全体の ページ数が分からない抜粋 版を除く 57 調査報告書	
	調査報 告書数	構成比	調査報 告書数	構成比	調査報 告書数	構成比	調査報 告書数	構成比
1～9	3	14.3	20	60.6	3	75.0	26	48.1
1	0	0.0	3	9.1	0	0.0	3	5.6
2	0	0.0	9	27.3	0	0.0	9	16.7
3	1	4.8	3	9.1	0	0.0	4	7.4
4	1	4.8	3	9.1	1	25.0	5	9.3
5	0	0.0	0	0.0	1	25.0	1	1.9
6	1	4.8	1	3.0	0	0.0	2	3.7
7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9	0	0.0	1	3.0	1	25.0	2	3.7
10～19	2	9.5	3	9.1	1	25.0	5	9.3
20～29	2	9.5	5	15.2	0	0.0	7	13.0
30～39	3	14.3	1	3.0	0	0.0	3	5.6
40～49	4	19.0	3	9.1	0	0.0	5	9.3
50～59	2	9.5	0	0.0	0	0.0	2	3.7
60～69	1	4.8	1	3.0	0	0.0	2	3.7
64	1	4.8	0	0.0	0	0.0	1	1.9
65	0	0.0	1	3.0	0	0.0	1	1.9
70～79	1	4.8	0	0.0	0	0.0	1	1.9
80～89	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
90～99	1	4.8	0	0.0	0	0.0	1	1.9
100～	2	9.5	0	0.0	0	0.0	2	3.7
134	1	4.8	0	0.0	0	0.0	1	1.9
212	1	4.8	0	0.0	0	0.0	1	1.9
合計	21	100	33	100	4	100	54	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 1 件の重大事態が、生命心身財産重大事態及び不登校重大事態の両方に該当する場合は、それぞれに計上している。なお、「概要版及び全体のページ数が分からない抜粋版を除く 57 調査報告書」欄は重複を除いた数値を記載している。

3 構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

4 ページ数に表紙及び目次は含まない。また、ページ数が「不明」とは、調査報告書全体のページ数が分からないものである。

図表 3-(3)-⑫ 生命心身財産重大事態 31 事案の 32 調査報告書のうち、概要版及び抜粋版を除く 20 調査報告書における自殺調査指針で示されている事項の記載状況

(単位：調査報告書、%)

記載事項		記載が確認できた		記載が確認できない		合計	
		調査報告書数	構成比	調査報告書数	構成比	調査報告書数	構成比
はじめに		15	75.0	5	25.0	20	100
要約		0	0.0	20	100		
調査組織と調査の経過		19	95.0	1	5.0		
分析 評価	調査により明らかになった事実	20	100	0	0.0		
	自殺に至る過程	20	100	0	0.0		
	再発防止・自殺予防の課題	20	100	0	0.0		
	特定のテーマ（被害児童生徒の性格の特徴、家族関係など）	12	60.0	8	40.0		
まとめ		3	15.0	17	85.0		
おわりに		10	50.0	10	50.0		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 生命心身財産重大事態 33 事案のうち、1 事案は重大事態の調査及び再調査の両方の調査報告書を対象としている。

3 自殺及び自殺未遂以外の事案の場合は、重大事態に至る過程が記載されていれば、「自殺に至る過程」が記載されているものとした。

図表 3-(3)-⑬ 不登校重大事態 38 事案の 38 調査報告書のうち、概要版及び抜粋版を除く 33 調査報告書における不登校調査指針で示されている事項の記載状況

(単位：調査報告書、%)

記載事項		記載が確認できた		記載が確認できない		合計	
		調査報告書数	構成比	調査報告書数	構成比	調査報告書数	構成比
1. 対象児童生徒	学校名	14	42.4	19	57.6	33	100
	学年・学級・性別	27	81.8	6	18.2		
	氏名	23	69.7	10	30.3		
2. 欠席期間・対象児童生徒の状況		27	81.8	6	18.2		
3. 調査の概要	調査期間	11	33.3	22	66.7		
	調査組織及び構成員	13	39.4	20	60.6		
	調査方法	10	30.3	23	69.7		
	外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性	11	33.3	22	66.7		
4. 調査内容	行為（いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実）について	32	97.0	1	3.0		
	その他（家庭環境等）	5	15.2	28	84.8		
	調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）	30	90.9	3	9.1		
5. 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策		10	30.3	23	69.7		
6. 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長（又は設置者）の所見		3	9.1	30	90.9		

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(3)-⑭ 分析対象 66 事案の 67 調査報告書における公表状況

(単位：調査報告書、%)

公表状況	重大事態の調査		重大事態の再調査		合計	
	調査報告書数	構成比	調査報告書数	構成比	調査報告書数	構成比
公表	17	27.0	2	50.0	19	28.4
ウェブサイトで公表	13	20.6	2	50.0	15	22.4
うち概要版・抜粋版を公表	6	9.5	2	50.0	8	11.9
マスコミを通じて公表	3	4.8	0	0.0	3	4.5
うち概要版・抜粋版を公表	1	1.6	0	0.0	1	1.5
市政資料室で閲覧可能	1	1.6	0	0.0	1	1.5
うち概要版・抜粋版が閲覧可能	0	0.0	0	0.0	0	0.0
非公表	46	73.0	2	50.0	48	71.6
合計	63	100	4	100	67	100

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(3)-⑮ 分析対象 66 事案から重大事態の再調査を除く重大事態の調査を行った 63 事案のうち、調査主体の記載が確認できた 59 事案における調査主体

(単位：事案、%)

調査主体	事案数	構成比
学校の設置者	35	59.3
学校	23	39.0
学校の設置者及び地方公共団体の長	1	1.7
合計	59	100

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 法第 28 条第 1 項において、重大事態の調査は、学校の設置者又は学校による調査しか規定されていないため、学校の設置者及び地方公共団体の長が共同で調査する場合であっても、法に基づき整理すると調査主体は学校の設置者となる。

図表 3-(3)-⑯ 重大事態の調査を行った 63 事案のうち、重大事態の調査組織の構成員の職種等の記載が確認できた 31 事案における構成員の職種等

(単位：事案、%)

構成員の職種等	事案数	構成比
心理の専門家	26	83.9
大学教授（准教授及び講師を含む。）	25	80.6
弁護士	24	77.4
医師	17	54.8
福祉の専門家	12	38.7
教員	6	19.4
元教員	5	16.1
人権擁護委員	4	12.9
警察関係者（OB含む）	4	12.9
P T A代表等	4	12.9
教育委員会事務局職員	3	9.7
教育長	0	0.0
その他（新聞社専務取締役、司法書士、民生児童委員等）	8	25.8
（参考）構成員が把握できた事案数	31	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の「構成員の職種等」の区分に計上している事案がある。

3 構成比は、構成員が把握できた事案数に対する割合である。

図表 3-(3)-⑰ 重大事態の再調査を行った 4 事案における重大事態の再調査組織の構成員の職種等

(単位：事案、%)

構成員の職種等	事案数	構成比
弁護士	4	100
大学教授（准教授及び講師を含む。）	4	100
医師	2	50.0
心理の専門家	2	50.0
P T A代表等	1	25.0
福祉の専門家	0	0.0
元教員	0	0.0
人権擁護委員	0	0.0
警察関係者（OB含む）	0	0.0
教育長	0	0.0
教育委員会事務局職員	0	0.0
教員	0	0.0
その他（特定非営利活動法人）	1	25.0
（参考）構成員が把握できた事案数	4	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の「構成員の職種等」の区分に計上している教委がある。

3 構成比は、構成員が把握できた事案数に対する割合である。

図表 3-(3)-⑩ 重大事態の調査を行った 63 事案のうち、重大事態の発生日及び重大事態の調査組織の初開催日の記載が確認できた 20 事案における重大事態の発生から調査開始までの期間

(単位：事案、%)

調査開始までの期間	事案数	構成比
30 日以内	9	45.0
0 日	1	5.0
2 日	1	5.0
12 日	1	5.0
14 日	1	5.0
15 日	1	5.0
17 日	1	5.0
22 日	2	10.0
29 日	1	5.0
31 日～60 日	0	0.0
61 日～90 日	3	15.0
91 日～120 日	0	0.0
121 日～150 日	4	20.0
151 日～180 日	0	0.0
181 日～210 日	1	5.0
211 日～240 日	0	0.0
241 日～270 日	0	0.0
271 日～300 日	0	0.0
301 日～330 日	1	5.0
331 日～360 日	0	0.0
361 日～390 日	0	0.0
391 日～420 日	0	0.0
421 日～450 日	0	0.0
451 日～480 日	1	5.0
481 日～510 日	0	0.0
511 日～540 日	1	5.0
519 日	1	5.0
合計	20	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 重大事態の発生日は、自殺又は自殺未遂した日、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった日等で整理している。重大事態の発生から調査開始までの期間は、重大事態の発生日と重大事態の調査組織の初開催日の差を示す。

図表 3-(3)-⑱ 重大事態の調査を行った 63 事案のうち、重大事態の調査組織の初開催日及び調査報告書の取りまとめ日の記載が確認できた 29 事案における重大事態の調査に要した期間

(単位：事案、%)

重大事態の調査に要した期間	事案数	構成比
30 日以内	1	3.4
24 日	1	3.4
31 日～60 日	0	0.0
61 日～90 日	3	10.3
91 日～120 日	1	3.4
121 日～150 日	4	13.8
151 日～180 日	3	10.3
181 日～210 日	1	3.4
211 日～240 日	3	10.3
241 日～270 日	0	0.0
271 日～300 日	2	6.9
301 日～330 日	3	10.3
331 日～360 日	0	0.0
361 日～390 日	1	3.4
391 日～420 日	1	3.4
421 日～450 日	1	3.4
451 日～480 日	1	3.4
481 日～510 日	1	3.4
511 日～540 日	0	0.0
541 日～570 日	0	0.0
571 日～600 日	1	3.4
601 日～630 日	0	0.0
631 日～660 日	0	0.0
661 日～690 日	1	3.4
691 日～720 日	0	0.0
721 日～750 日	0	0.0
751 日～780 日	0	0.0
781 日～810 日	0	0.0
811 日～840 日	1	3.4
820 日	1	3.4
合計	29	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 重大事態の調査に要した期間は、重大事態の調査組織の初開催日と調査報告書取りまとめ日の差を示す。

3 構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

図表 3-(3)-㉔ 重大事態の再調査を行った 4 事案のうち、重大事態の再調査組織の初開催日及び調査報告書の取りまとめ日の記載が確認できた 2 事案における重大事態の再調査に要した期間
(単位：事案、%)

重大事態の再調査に要した期間	事案数	構成比
30 日以内	0	0.0
31 日～60 日	0	0.0
61 日～90 日	1	50.0
65 日	1	50.0
91 日～120 日	0	0.0
121 日～150 日	0	0.0
151 日～180 日	0	0.0
181 日～210 日	1	50.0
203 日	1	50.0
合計	2	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 重大事態の再調査に要した期間は、重大事態の再調査組織の初開催日と調査報告書取りまとめ日の差を示す。

図表 3-(3)-㉕ 分析対象 66 事案のうち、重大事態の調査組織及び重大事態の再調査組織がいじめを認定したかどうかの記載が確認できた 56 事案におけるいじめの認定の有無
(単位：事案、%)

いじめの認定の有無	事案数	構成比
いじめが認定されたもの	55	98.2
いじめが認定されなかったもの	1	1.8
合計	56	100

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(3)-㉖ いじめが認定された 55 事案のうち、いじめの態様の記載が確認できた 50 事案におけるいじめの態様
(単位：事案、%)

いじめの態様	事案数	構成比
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	39	78.0
仲間はずれ、集団による無視をされる	9	18.0
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	15	30.0
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	17	34.0
金品をたかられる	5	10.0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	12	24.0
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	25	50.0
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷（悪口を言われること）や嫌なことをされる	5	10.0
その他	0	0.0
(参考) いじめが認定された事案のうち、いじめの態様の記載が確認できた事案数	50	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の「いじめの態様」の区分に計上している事案がある。

3 構成比は、いじめが認定された事案のうち、いじめの態様の記載が確認できた事案数に対する割合である。

図表 3-(3)-㉓ 生命心身財産重大事態において自殺及び自殺未遂に至った 18 事案のうち、被害児童生徒の希死念慮について記載が確認できた 9 事案における希死念慮のほのめかしの把握状況
(単位：事案、%)

ほのめかしの把握状況	事案数	構成比
希死念慮のほのめかしを事案発生前に周囲が把握しているもの	5	55.6
希死念慮のほのめかしを事案発生前に周囲が把握できなかったもの	4	44.4
合計	9	100

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(3)-㉔ 希死念慮のほのめかしを事案発生前に周囲が把握している 5 事案における希死念慮のほのめかしの状況
(単位：事案、%)

ほのめかしの相手	主な状況	事案数	構成比
他の児童生徒に対するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●●年生の●●月になると同級生の前で「死にたい」と冗談めかして言うこともありましたが、「●●休み中に死ぬ」と期間を限定した発言もありました。 自殺当日に共に登校した●●に希死念慮を打ち明けて●●から自殺を思いとどまるように説得もされている上で●●をふりきって自殺を執行している。 	3	60.0
教師に対するもの	<ul style="list-style-type: none"> Aは、生活記録ノートに、「ここだけの話、ぜったいだれにも言わないでください。もう生きるのにつかれてきたような気がします。氏んでいいですか？(たぶんさいきんおきるかな。)」と記載している。 この「死ぬ」をめぐるやり取りは、4時限目終了後も続いた。Cによる「今日、自殺するんでしょ」に始まり、それに続くCとBによる「死ぬ」「死ぬ」発言の中で、本生徒は「死ぬわ」と口に出して言った。(略) それに対してBが「今日、Aが自殺するんだって」と言い、それに対する担任の発言は、当然本生徒の耳にも入ったであろうが、それ以上に担任の関与はなく、本生徒からすれば、独り追い詰められた心境だった。 	3	60.0
被害児童生徒の家族に対するもの	<ul style="list-style-type: none"> 妹には●●月●●日頃から「俺が死んだらゲームをやるわ」と言っています。これらの行動は自殺の兆候行動だと考えられます。 女子生徒の母親がいじめの発生を知り、さらに女子生徒が死をほのめかしてまでいたことを知るに及んで事態が大きく変化した。●●日早朝に母親から担任に電話があり、担任が家庭を訪問しようとするなどの動きがあった。 	2	40.0
(参考) 希死念慮のほのめかしを事案発生前に周囲が把握している事案数		5	

- (注) 1 当省の調査結果による。なお、「主な状況」欄は、調査報告書の原文のまま記載しており、「●●」は墨塗りとなっている部分及び関係者に配慮した部分、「(略)」は省略している部分を示す。
- 2 複数の「ほのめかしの相手」の区分に計上している事案がある。
- 3 構成比は、希死念慮のほのめかしを事案発生前に周囲が把握している事案数に対する割合である。

図表 3-(3)-㉕ 希死念慮のほめかしを事案発生前に周囲が把握している 5 事案における希死念慮をほめかしている時期

(単位：事案、%)

ほめかしの時期	事案数	構成比
事案発生の直前の時期に把握	3	60.0
事案発生当日	2	40.0
事案発生 6 日前	1	20.0
事案発生の 8 日前に把握	1	20.0
事案発生の約 2 か月前に把握	1	20.0
合計	5	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 希死念慮を複数回ほめかしている場合は、重大事態の発生日に近い日で区分した。

図表 3-(3)-㉖ 被害児童生徒の希死念慮について記載が確認できた 9 事案のうち、事案発生前に周囲が確認できなかった 4 事案における状況

主な状況
<ul style="list-style-type: none"> 調査を進めていた●●月●●日(●●)、本審議会と本生徒の保護者との面談の中で、希死念慮をもうかがわせる衝撃的な内容の 2 枚の便せんが提供された。本生徒の筆跡であり、書いた時期は不明だが、書かれてある内容と本生徒の保護者の説明から●●年生の●●月頃に書いたと思われるもので、しっかりとした筆跡で書きしたためられていた。(略)もし、希死念慮の内容や自殺を企てたことを学校に伝えてあれば、学校の対応は全く違ったものとなったはずである。 当該生徒が明確に自死を意識した行動をとっているのは、●●月●●日(●●)、所持していたスマートフォンによる「電車で死んだら交通費」という言葉での検索である。この前後の様子としては、前日●●日(●●)に予定が入っていた●●の手術後の抜糸について、「(病院に)行かなくてもいいよね」といったこと、詳しい時期ははっきりしないが、おそらくはこのころ、学校に置いてあった個人の持ち物をすべて自宅へ持ち帰っていることがある。さらに、自死の前日、●●月●●日(●●)には、それまで時間をかけて遊んでいたゲームのデータをすべて消している。これらの一連の行動からは、当該生徒が自死について、この時期に覚悟を固めたであろうことがうかがわれる。●●月中旬、当該生徒が●●部員の 1 人に「もうだめかもしれない」と話していることについて、この発言が具体的に何を指しているのか、背景事情がはっきりしないことは先述したが、発言があった時期に照らせば、当該生徒の絶望感の表出であったと推測される。 ●●は部活動に熱心に取り組んでいたが、●●部活動も●●の居場所にならなくなっていった。さらに、●●月頃には、同級生などにも転部したいと漏らすようになっていた。●●が、いつ頃から自殺を意識しはじめたのかは不明である。しかし、中学入学から●●月ないし●●月頃までの間には、心の片隅に芽生えていたと考えられる。(略)●●月頃からは●●は●●に悩みを伝えることも少なくなった。この時期、生きづらさを自分の心の奥底に抱え込むことで、潜在的にはあるが漠然と死を願う思い(希死念慮)を徐々に膨らませていったものと考えられる。 当該生徒は、「自分がなぜこの世界に生まれてきたのだろうか?」「自分は何のために生きているのだろうか?」と真剣に考えるようになった。「この世とは何だ?」などと思いつめ、あれこれしたい思いを抱きながらも、「この世から逃げたい」すなわち当該生徒はこの時点で「この世との決別」を決意したものと推察される。本審議会では、当該生徒がこの決意文書を書く前に、死を決意させるような大きな出来事があったのではないかと考え、慎重に調査した。

(注) 当省の調査結果による。なお、調査報告書の原文のまま記載しており、「●●」は墨塗りとなっている部分及び関係者に配慮した部分、「(略)」は省略している部分を示す。

図表 3-(3)-⑳ 重大事態の再調査を行った4事案における重大事態の再調査を行うこととなった経緯等
(単位：事案、%)

区分	主な経緯等	事案数	構成比
保護者の納得が得られなかったもの	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果について、亡くなった生徒(略)の保護者が、内容に不服があり県に対して再調査を求める意向であることが確認されたことを踏まえ、知事への調査結果報告と同日、知事がいじめ防止対策推進法に基づく再調査の実施を決定した。 事件後、●●市教育委員会(以下「市教委」という。)と●●市立●●中学校(以下「中学校」という。)が中心となって調査にあたった。中学校は、在校生徒に対してアンケートや個別の面談等を実施した。 その結果、●●が所属していた男子●●部の一部の部員から、からかいやいたずら等があったことが明らかとなり、いじめを疑わせる事実も確認された。 ただし、自殺未遂との直接の原因になるものは見つからなかったとして、平成●●年●●月●●日に、中学校と市教委はその旨記者会見を行った。 一方、生徒の保護者も同日記者会見を行い、部活動やクラスでのいじめが自殺未遂の原因であると主張し、中立公正な立場からの調査を求めた。 以上の経緯を受けて、●●市はいじめの有無や自殺未遂との関係等について、第三者の立場から調査・検証を行うため、外部有識者による第三者調査委員会を設置することとした。 	2	50.0
私立学校で発生した重大事態の調査プロセス等の検証を目的としたもの	<p>本委員会では、学校が行った調査に関する、①調査のプロセスや方法、②調査の分析、③再発防止策について、「いじめの防止等のための基本的な方針」(略)等に基づいて、適切に行われたかどうかを検証することを役割とした(重大事態についての認定や、いじめに関する個々の事実の認定自体については、本委員会として検証を行うものではない。)</p>	2	50.0
合計		4	100

(注) 当省の調査結果による。なお、「主な経緯等」欄は、調査報告書の原文のまま記載しており、「●●」は墨塗りとなっている部分及び関係者に配慮した部分、「(略)」は省略している部分を示す。

図表 3-(3)-㉔ 調査報告書により判明した重大事態に至る過程での学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言の内容を整理した区分

(単位：事案、%)

区分		事案数	構成比
いじめの早期発見	学校内の情報の共有	40	60.6
	児童生徒に対するアンケートの活用	18	27.3
	相談体制の整備	12	18.2
	情報の記録、資料管理	12	18.2
	S C、S S W等との連携	12	18.2
	部活動、クラブ活動等の運営	7	10.6
	児童生徒の家庭との連携	6	9.1
	その他	10	15.2
いじめへの対処	組織的対応	42	63.6
	いじめの事実確認・認知	37	56.1
	被害児童生徒側への支援や加害児童生徒側への指導	25	37.9
	関係機関との連携	12	18.2
	S C、S S W等との連携	7	10.6
	傍観者への指導	3	4.5
	その他	14	21.2
その他いじめの未然防止等	教員の研修	30	45.5
	学校・学級づくり	30	45.5
	重大事態発生後の対応	23	34.8
	児童生徒に対するいじめ防止などの教育	17	25.8
	児童生徒の家庭との連携	17	25.8
	学校基本方針等の見直し	13	19.7
	教委と連携した取組	9	13.6
	調査報告書の活用、教訓化	8	12.1
	学校基本方針等に定めた取組の実施	6	9.1
	その他	9	13.6
(参考) 分析対象とした事案数		66	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の区分に計上している事案がある。

3 構成比は、分析対象とした事案数に対する割合である。

図表 3-(3)-㉑ いじめの早期発見に係る学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言

(単位：事案、%)

区分	主な学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言	事案数	構成比
学校内の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容が「また●●か」との思いから、相対的にこの情報を小さく評価し、この生徒に対して、「●●をみて置いてほしい」と指示するにどめ、これを、●●部にも及ぶ問題として、●●部の顧問といじめの問題として連携したり（話題にはした形跡はある。）、当該中学全体の問題としてこれを共有したりすることはない（ただし、●●が、人のものを盗ることについては、学年主任に報告している。）。 当該生徒の特性に応じた対応が十分検討されたようには見受けられない。また、その特性について、中学校への進学・転学に際してきちっと引き継がれた記録がない。こうした事情により、深刻さが十分伝わらなかったことが、中学校における対応の不十分さ、すなわち本人理解のための情報収集、整理、分析がされないまま、当該生徒への指導が為されたことの一因になったと推測される。 	40	60.6
児童生徒に対するアンケートの活用	<ul style="list-style-type: none"> いじめのアンケートを活かすことができなかった。また、アンケートの活用に関連した課題は次のように考える。 <ol style="list-style-type: none"> 「いじめ●●指導マニュアル」の共通理解が十分に図れておらず、個々の教師の判断に任せられ、全教職員が一致した対応が図れていなかった。 いじめアンケートに児童が「いじめがある」と回答した際の、具体的な対応・指導についてのマニュアルが必要であった。また、その部分の共通理解を図る必要があった。 いじめの有無・解消未解消の判断基準が曖昧であった。 例えば、不満足群に該当した生徒には「個別に面談し問題を明らかにするとともに、学年全体で対応策を考え支援する。」、要支援群に該当した生徒には「個別面談や保護者への聞き取り、客観的情報の収集を行い、問題を明らかにするとともに、学校全体で情報共有し、学年全体で対応策を考え支援する。」というように、適切な要領が定められている。しかしながら、実際の運用を見てみると、要領に定められておらず、結果が学校に届いた後、間もなく開催された実施された1回目のハイパーQの結果において不満足群に該当したが、結果が学校に届いた後、間もなく開催された学年会では、注意を要する生徒として認識が共有されたにとどまり、要領に定めがあるような具体的な対応・支援策が検討された形跡はなかった。 「●●点検票」など、いじめ防止等のための重要な取り組みが学校としてなされてきたが、その取扱いについて、具体的に定めておらず、そこで示された重要な情報が見落とされ、生かされることはなかった。 	18	27.3
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 顧問・担任だけでなく養護教諭・SCなど多くのチャネルで相談できるような相談体制の構築といじめ防止対策委員会の活性化が必要。 生徒が担任に不信感を抱いていた場合、生徒が他の教員あるいはスクールカウンセラーに気軽に相談できる体制・雰囲気が存在するとともに、これが生徒に周知される必要があったと考えられる。もちろん、教科担任や部活顧問、養護教諭等と生徒の間に気軽に相談できる関係が自然にできることが望ましいけれども、それを期待すれば足りるという状況とはいえないだろう。 	12	18.2
記録、資料管理	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関するエピソードや情報について、市や県への報告情報としての整理は行われていたが、それをいじめ防止にどう繋ぐか、また、その情報等を協議検討して記録化し継続的利用が可能ないように引き継ぐという意識での運用は不 	12	18.2

	<p>足していた。いじめ問題に対処する中核組織である「●●委員会」などの協議の際にその議事録すら記録化されていない状況（本件重大事態発生後は、記録化の対応がなされるように改善されたようである。）であって、事例の蓄積やいじめ対策への継続的利用が困難な状況にあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月乃至7月に行われた委員会の議事録等も残されておらず、参加した職員のレジュメへ書き込んだものが存在している程度である。（略）委員会が開催されても議事録等が残されていないため、委員会に出席した者とはかくそれ以外の者に会議の内容などが十分に周知徹底されたとみてもできない。（略）●●月●●日にあって、ようやく校内で（本生徒に關する）臨時のいじめ対策委員会が行われている。しかし、これらの委員会についても、具体的にどのような議論がなされたのか、どのような結論、方針がとられたのかの記録等は残っていない。 今回定期的に実施されていたアンケートがわずか1年間足らずで破棄されていたことも明らかになったが、このことは、数的処理のみが優先されて記述内容のチェックが軽視されたのか、あるいはアンケートの記述されていた内容が極めて軽微なものであったと断定されたのか、いづれにしろ、今後に全く影響がないと判断されて重要な記録であるアンケートが破棄されてしまったということであり、あまりにさまざまな状況であると言わざるを得ない。これらのアンケートの取り扱いと文書保存の問題は、中学校が実施する事実調査のあり方の問題であり、「いじめ」に対する中学校全体の姿勢や取り組みの問題でもある。定期的に実施するアンケートは、そのねらい・目的と実施後のアンケート内容の検証方法を予め定型化しておくことが求められる。 	
<p>SC、SS W等との連 携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該生徒について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談はしなかったのか、考えなかったのかという聞き取りに対し、学級担任は、そういった機会はもう少しくなっただけだと思っていたと証言している。学校の問題解決のため、せつかく配置されている専門職について、早期発見、早期対応に向けて積極的に活用するという視点は、念頭になかったようである。このことは学級担任個人の認識の問題というだけでなく、学校現場全体に多かれ少なかれ存在する共通の課題だと思われる。 本事業では、専門相談において、当該児童及びその保護者が●●年生時から長期にわたり、カウンセリングを行っていたながら、守秘義務を理由に学校等と情報共有を行っていないことが問題である。専門相談の中で得た情報であったとしても、それが児童生徒の「教育を受ける権利」の保障に役立つものであれば、教育委員会内の関係部署で情報共有を行い、支援の方略について意思の統一を図ることは必要不可欠である。その意味では、直接、専門相談との関わりはないかもしれないが、調査過程で判明したこととして、学校カウンセラー・スクールカウンセラーについては、学校での児童生徒との面接記録を個人のメモにとどめている現況もあることと聞き、極めて憂慮すべき事態であると考ええる。個人情報保護の観点と面接相談等の記録を残さないということは直接連動するものではないので、今後、相談面接等の記録は簡潔にまとめ、必要に応じて管理者の許可のもと閲覧ができるように、システムに基づいた管理を徹底して欲しい。（略）本事業も専門相談のはじめとして、教育委員会内の各部署が必要な情報を共有して対処していれば、当該児童及びその保護者に必要以上の苦痛を強いることにはならなかったと考えられる。 	<p>12 18.2</p>
<p>部活動、ク ラブ活動等 の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等対策義務は、学校生活における部活動の重要性にかんがみ、クラスにおいてのみならず、部活動においても果たされなければならないが、部活動においては、その方針において、部活動に内在する危険防止という意味での安全義務の配慮はなされていたが、その方針に置いてすら、いじめ防止等対策義務についての配慮に欠けており、いじめ防止等の全学的な体制や取り組みとの接合が意識もされておらず、実際になされてもいなかった。 	<p>7 10.6</p>

	<ul style="list-style-type: none"> D 顧問への聞き取りによれば、「弱い」とか「●●」といった言葉は、部員間で普通に発せられるものとして耳に入ってきており、誰か特定の対象に向けたいじめのようなものではなかったため、あまり気にすることはなかったとのことである。(略) 誰かを傷つける可能性がある言葉だということを誰も意識することなく、結果的にいじめ行為を助長してしまっていたという意味で、●●部の全体的な雰囲気には問題があった。 本件において保護者は当該中学校、とりわけ●●年次担任に対して不信感を抱いており、学校と保護者間では円滑な意思疎通がなされていなかった。そのため、Xの学校における出来事等、保護者は十分に知ることができなかった(母親によれば、●●年次の●●月のトラブルの後は、学校から一切何も連絡はなかったとされる)。その結果、保護者においては、Xが苦痛をかかえているかどうか十分に留意することができず、保護者においてXを支える上で、困難があったものと考えられる。一方、学校においても、Xの状態について保護者からの情報を得ていなかったことから、Xの苦痛に目を向ける契機の一つが欠けていたことになる。保護者が担任に不信感を抱いていた場合、保護者がスクールカウンセラー、市教育委員会に気軽に相談できる体制・雰囲気が存在するとともに、これが保護者に周知される必要があったと考えられる。 生徒のサインを見逃さない取組みとして、個人面談は重要である。面談期間を学校全体で設定し、学期に1回は確実に実施する。さらに、放課後等を利用し1日1人ずつ面談を行うなどの工夫を行い、年間を通して続けることで、日々の変化に気付くこともできるであろう。変化に気付くためには、生徒個々の普段の様子を知らなければならぬ。普段の様子は、ホームルーム活動を行うクラス内だけでなく、学科・教科での活動、休憩時間や清掃時間、部活動等、個に応じて活動の場面は多様化する。登下校時の様子は校内で見せない表情になっていることも考えられる。 いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員の把握しにくい場所や時間に行われたりする等、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。そのことから、児童が示す変化や危険信号(サイン)を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。 	6	9.1
<p>その他</p> <p>(参考) 分析対象とした事案数</p>		10	15.2
		66	

(注) 1 当省の調査結果による。なお、「主な学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言」欄は、調査報告書の原文のまま記載しており、「●●」は墨塗りとなっている部分及び関係者に配慮した部分、「(略)」は省略している部分を示す。

2 複数の区分に計上している事案がある。

3 構成比は、分析対象とした事案数に対する割合である。

図表 3-(3)-㉔ いじめへの対処に係る学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言

区分	主な学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言	事案数	構成比
組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの集計及び内容の確認は、担任任せになっていたことやその後の該当児童からの詳細な聞き取り等についても担任任せであったこと、また、その後のアンケートや聞き取り結果等の報告についても、組織的に対応できていなかった点が大きな課題であった。今回のケースも、担任が、一人でAから聞き取りをしたが、気兼ねなく話ができる場を設定しておらず、十分に聞き取ることができなかった。また、他の学年担任や生徒指導部等への相談もなかった。これ 	42	63.6

(単位：事案、%)

	<p>は、該当担任に限られたケースではなく、アンケートの結果からいじめが確認された際の対応の仕方が学校として共通確認できておらず組織的な対応を図る体制が十分でなかったことを課題として考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校現場で日々起きているさまざまなことについて、学校全体で情報を共有し協議する場合は、生徒指導委員会などシステムとして整備されているとのことである。しかし、その具体的な運用に目を向けてみると、(略)本来は時間をかけて協議すべき内容が十分に話し合われることなく終わって見受けられる。(略) そういった意味で、細かなことも含めて確実に事案を把握・共有し、物事の緊急度や重要度を正しく判断するための仕組みが、今一つ機能していないかということ指摘したい。 本学校では、学級担任の自由裁量に委ねられる部分が大い構図になっていた。このような構図の下では、いじめへの対応が十分にできない教職員の場合には、不十分な点についての本学校からのサポートは、当該教職員からの自主的な申告がない限り、受けられないことになる。いじめへの対応を各学級担任の自主性ないし自由裁量に委ねることは、学級担任の対処不足、或いは隠蔽・放置等のリスクを、学級担任の選択ができない児童の側に負わせることになり、取り返しのつかない重大な結果を招きかねない。いじめへの対応に関し、学級担任のみで対応するのではなく、組織的対応を行うシステムの構築が求められる。 特に、校長・副校長は、管理職として全教職員を指導・監督する立場にありながら、その職責を果たしておらず、被害者児童をいじめから組織的に守るという強い姿勢で問題解決に当たらなかったことは大きな問題であった。 「●●水かけ」の事案(本件申告④)については、翌日の保護者からの訴えに対応して担任教諭が状況の把握に努めている。しかしながら、この事案について学校長を中心とする組織的な対応が遅れたことが事態の混乱を招いた一因とも考えられる。 生徒理解やいじめに関する問題意識も低いと言わざるを得ず、対応の遅れ、他人任せ、個人的な判断で対応などの問題が背景にある。 	
<p>いじめの事実確認、認知</p>	<ul style="list-style-type: none"> しばしば他の児童のからかい等も教員Hは認識していたが、それに伴う他の児童の本児への行為についても、いじめと認識しての指導ではなく、一般的なトラブルの指導に終始していた。この認識は、●●年担任の教員Jや管理職も同じである。また、当時の管理職及び教員は、当時のいじめの定義を平成18年度以前の「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言が入ったものであると思いついて、最も基本的な知識に欠けていることも問題である。このことが、学校全体の感度や連携の悪さとともに生徒指導の在り方自体に問題を来したと考えられる。したがって、本項のよいうな対応になってしまったのは、必然の帰結と言わざるを得ない。 この程度は、悪ふざけやじゃれあいという認識や、本人が笑っており、「大丈夫」と言っていれば、いじめではないという認識が蔓延していれば、どれだけ立派なアンケートをしても、いじめの発見は難しい。 児童の表面的な問題行動に対しての対処行動的な対応のみが目につく。したがって、当該児童の状況について、あいまいな憶測と推測による判断を繰り返し、正確な児童把握を怠ったことは今後の課題である。 「いじめ」の事態であるという判断が曖昧である。いじめ行為の確認のため関係生徒からの聞き取りに努めているが、加害とされる生徒の聞き取りに基づき判断が多い。加害とされる生徒の言い分に沿った事態の認識、対応が多すぎる。 ●●の聞き取りが難しいという状況に在ったとしても、いじめ防止対策推進法でのいじめの定義に基づいて事態認識をすべきである。 	<p>37</p> <p>56.1</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 「ふざけ合い」が、学年全体の傾向として日常的に行われていた。また、大多数の生徒がそれを「いじめ」とは受け止めておらず、当初は、本事業に関する諸事象（「叩く」「蹴る」など、周囲から見れば戯れに見える事象）が、重大かつ深刻な問題であるという認識が生徒にも教職員にもなかった。 「バレなければ良い」、「見つかったら許される」との反規範的思考、さらには「いじめられる側も悪い」、「大人にチクるのは卑怯なことだ」、「見ているだけなら関係がない」などといういじめ問題を正しく理解していない考えに基づく特殊な学校内の行動規範を作らず、「いじめは絶対に許されない」、「悪口や嫌がらせ程度でも深刻な事態を生む」ということを児童生徒に丁寧に説明し理解させると共に、特に加害生徒に対しては、被害者の受けるダメージを具体的に想像できるような指導の工夫が必要である。 友人への指導は報復の契機となる可能性があること等を踏まえ、学校は対応方針を決める前に本人、保護者と協議し、方針が決まった後もその内容を保護者に説明すべきであるが、そのような対応は取られなかった。特に、Cの件を含む生徒指導のために●●集会を開催することについて、Xと保護者に知らせなかった。Xは、集会の当日欠席し、ようやく登校できるようになった際に、「チクッた」と友だちから言われ、自分のことで●●集会があったことを察したと考えられる。その困惑は相当のものであったと推測される。 	25	37.9
被害児童生徒側への支援や加害児童生徒側への指導	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会●●部、●●相談センター、●●支援室、医療機関は、それぞれが保護者から話を聞き、対応していたが、それを共有する視点、一堂に集まって確認する視点がなかった。各専門機関がどのような役割を担うのか互いに明確にすることができず、当該小学校にその方向性や役割について示さなかった。このため、関わり方の違いを明らかにしながら、本児の最善の利益のために目標を一致させ、プランを立てて役割分担を行っていない。 学校側は外部の支援機関を把握し、生徒や保護者に情報提供ができるようしておくことが大切である。たとえば、●●市●●委員会及び相談室、●●県弁護士会、●●県臨床心理士会、●●県社会福祉士会等の各相談窓口を通じて、地域でいじめの相談ができるような専門家・専門機関を把握し、いつでも連携できるように顔合わせしておくことが必要であらう。 	12	18.2
SC、SSW等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 主体的・全面的に問題に対応するのは学校であるが、側面での支援がなければ学校は良い学校経営ができないことは自明の理である。特に、保護者と学校側のコミュニケーションが円滑でなくなるときは積極的に介入し、指導主事、スクールソーシャルワーカー、学校カウンセラーを保護者のもとに派遣し、学校との仲介を行うことは当然であるはずであるが、その動きが見られなかったことも反省を願いたい。 Aがいじめ被害を受けているにもかかわらず、養護教諭やスクール・カウンセラーに一度も相談していなかったことは当該中学校の教育相談部門が十分に機能していなかったことを示唆している。委員会による聴取において、複数の教職員、生徒から保健室の利用しにくさについての指摘があった。また、スクール・カウンセラーの面談については、面談の「必要／不要」と教員に対して自ら意思表示のできる強い意向を持った生徒の他は、養護教諭が必要であると判断した生徒であったという。 	7	10.6
傍観者への指導	<ul style="list-style-type: none"> 第3に指摘できることは、いじめの四層構造論でいうところの傍観者に対する指導が、その有無、内容ともに不明確であることである。AとB・C・E・Fとの間でトラブルが生じていたにもかかわらず、学級全体に対してどのような指導がなされていたのかは不明である。●●教諭に対する学校聴取及び委員会聴取においても、B・C・E・Fへの指 	3	4.5

	<p>導には言及されるものの、当該トラブルに関連した学級全体に対する指導について言及されることはほとんどない（Aと同様の被害を受けている生徒がいた●●予行でのトラブルについては全体指導を行っている。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団の中の「傍観者」の立場にある生徒への対応を正しく理解させることが必要である。「傍観者」は、教師をはじめとする大人への報告が可能な立場にあるし、また、被害者に対する孤独を救うメッセージを発信することが出来る立場にあって、集団の中でいじめに対する反作用を發揮しいじめ予防・早期発見のキーマンとなるものであるから、彼らから報告を受ける教師側の守秘義務の存在と「何があっても学校は生徒を守る」というメッセージを強く発信して、相談しやすい窓口の設置に関する対応を行うなどの施策を実施する必要がある。 教育委員会がいじめ問題及び重大事態発生時に具体的に何を行うべきかを学校と教育委員会があらかじめ検討協議し対処方針を確認し情報を共有しておくことが必要である。 いじめの事案において、教育委員会の指導・助言は大きな意味をもつ。特に、被害者との関係がこじれている場合に、教育委員会の役割は大きい。本事案においては、もともと初期の段階で、教育委員会が適切に関与し、指導主事が直接学校現場に向く機会を多く設け、学校や教職員の様子、子どもたちの様子を把握したうえで、より適切な指導・助言を行うべきであった。教育委員会が、学校との連携をもっと密に行い、学校の取組や対応の確認を行っておれば、当該児童の保護者の、学校に対する不信感が、ここまで増大することはないかと考えられる。 6月実施のアンケートでいじめ事案を把握していたにもかかわらず、教育委員会に報告があったのは8月の中旬（臨時学級懇談会后）であり、その後の経過報告もなかったことから、教育委員会からの指導・支援を行うことができず、「相期間欠席を余儀なくされる事態」となってしまった。 	14	21.2
(参考) 分析対象とした事案数		66	

(注) 1 当省の調査結果による。なお、「主な学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言」欄は、調査報告書の原文のまま記載しており、「●●」は墨塗りとなっている部分及び関係者に配慮した部分、「(略)」は省略している部分を示す。

2 複数の区分に計上している事案がある。

3 構成比は、分析対象とした事案数に対する割合である。

図表 3-(3)-① その他いじめの未然防止等に係る学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言

区分	主な学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言	事案数	構成比
教員の研修	<ul style="list-style-type: none"> 教職員のいじめや生徒指導に関する指導力向上には教職員研修の充実が不可欠であるが、当該校ではいじめに焦点化した研修が開かれておらず、「生徒指導委員会」の協議内容の復伝や情報提供が制度的・組織的に行われている様子も見られない。(略) 教職員の資質向上や生徒指導力の不断の錬磨にはこれら研修や情報提供の開発的な試みが必要であると指摘する。 自殺予防については、年度当初に全教職員に配布する「●●町●●計画」に「●●町自殺予防対策」の頁が設けられている（平成●●年度より）。当該頁には、自殺予防に関わる「対応の原則」として●●や自殺の心理・特徴、自殺のサイン等について説明がなされている。しかしながら、本委員会実施の教職員聴取において複数の教職員が、自殺について 	30	45.5

(単位：事案、%)

	<p>不認識であることを述べていることから、上記内容の周知は図られていなかったと考えることができる。また、町・町・町教育委員会は本案発生まで自殺に関する研修を行っていないこと、●●県の研修や町の研修（●●課主催の自殺防止等の研修）に参加した実績はない。以上のことから、本案発生まで自殺防止について特段取り組まれることがなかったと結論づけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの事象は表出しにくい。そのため、教師個人が日ごろからいじめの気配を感じ取る感度を高めておくことが重要である。例えば、生徒の発言、行動、状況の背景理由を教師が集団で検討し合うことのできる日常的な研究・研修活動が必要であろう。これは、問題行動への生徒指導を目的とするのではなく、問題行動の背景の理解を目指す活動である。(略) こうした日々の研究、研修の積み重ねを通し、教師個人が生徒の些細なサインを感じ取る力を互いに高め合うことがいじめリスクの低減につながると考えられる ・ 管理職のリーダーシップ等の資質向上を図るとともに、児童生徒のわずかな変化も見逃さず、いじめの問題に迅速かつ的確に対応できる実践的指導力を持った教員を育成するため、経験年数や個々の課題に応じた研修を実施する。また、各校のいじめ問題への取組を効果的なものにするために取組状況調査を実施し、調査結果とともに、国や県が示しているいじめの問題への取組等を精選し再度学校に示す。 ・ 事案についての原因と対応についての整理と改善すべき点の検証をいじめ防止対策委員会で行った後、職員研修で行い共通理解をする。 	
<p>学校・学級 づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抽象的に「いじめをしてはいけない」というだけでは、問題は解決しない。自分たちのクラスのどこかに問題はないか、あるとしたらそれをどうやって解決していくのか等について、子ども自身が自ら考え議論をしていけるようなクラスづくりが必要である。 ・ 本件事案に限らず、「いじめ」事例全体の根幹をなす問題に、生徒が周囲の大人に対してSOSを発しないということがある。「いじめ」を早期に発見するためには、生徒が周囲の大人にSOSを発しやすくする環境を構築することが必要であり、そのためには日頃からの信頼関係や、何でも話せる環境を構築しておくことが求められる。 ・ いじめは、いくら学級担任が、教師主導でその予防に心がけ、いじめのない学級をめざそうとも、子どもたちが自分自身の問題として捉え、自らいじめに立ち向かい、解決能力のある集団を作っていくかなければいじめはなくなる。そのような集団を作るには、日常の様々なトラブルを「個人化」せず、学級としての問題として取り上げ（「公共化」し）、その問題を学級というチームで解決させていく過程を繰り返して経験させていくことが大切である。 ・ 児童生徒の特性や状況を十分に踏まえた上で、学級運営や児童生徒指導が行われるべきである。特に配慮が必要な状況がある児童生徒への指導にあたっては、「全体の場では特別扱いしない」という一般論的対応ではなく、個別の対応が必要という観点で当該児童生徒に寄り添い、十分に話を聞くなど、丁寧な対応が求められる。その前提として、本人の特性、保護者との関係性、家庭環境などの情報収集や整理・分析を、学校と教育委員会が連携を密にして行っていく必要がある。さらに、それら特性を踏まえた上で、発達段階に応じ、当該生徒が学級になじみやすい環境づくりや、いじめの対象にならないようなクラスづくりをする必要がある。 ・ いじめに関する授業を全校で取り組み、児童が自らの行動を振り返る活動を意図的に仕組んでいくことで、いじめを許さない、そして未然防止に取り組む学校づくりを目指す。 	<p>30</p> <p>45.5</p>
<p>重大事態発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の事案において、知事への報告が遅れた原因は、関係職員の法に対する理解が不十分であったことであると考 	<p>23</p> <p>34.8</p>

<p>生後の対応</p>	<p>る。これによって、教育委員会事務局の関係職員は、法に基づく適切な判断ができなかった。学校からいじめ認知の報告があり、かつ一定程度の欠席があれば、いじめ対策本部を開催し学校への指導や助言を行わなければならない。さらに、欠席日数が30日になれば、その時点で事実の全容が不明であっても、法に基づき事案の概要とその時点での状況を知らしめるべきである。いじめ事案を把握し、適切に判断して対応するためには、学校を指導する立場にある教育委員会事務局の職員は、法及び●●県いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」という。）の趣旨や内容を熟知しておくなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱について遺族の意見聴取の機会を与える手続を適正に行っているが、その検討が十分になされるだけの時間的余裕が与えられなかった場合には疑問が残るものである。さらに、設置要綱の内容については、上記の通り、短期間で緊急に作成されたものであるとの感を禁じざるを得ない内容と言えらる。法28条組織を迅速に立ち上げようとする意欲の表れであったことは想像に難くないが、この内容の不十分さが、後の設置要綱をめぐっての代理人弁護士を含める紛争という事態に発展してしまっているものである。これは、重大事態の発生という緊急事態についての日頃からの備えが不十分であったことといわばツケが回ったとも言えるものである。 中学校及び市教委は、事件直後のケース会議（関係者会議）において、自殺未遂は家族内の問題が主要な原因であると判断した形跡がうかがえる。その後の経過を見ると、この判断が柔軟な対応を阻害したものと見られる。（略）さらに、ケース会議の開催が事件から5日後となり、また、自殺（未遂）事件ではできるだけ早い時点でのアプローチ調査や面談調査が不可欠であるところ、本事実では事件から2か月近く実施されなかった。 後日、検証を行うことができるためにも、統一的な質問事項を準備し、それに対する各児童の回答を記入するなどの書式を作成して、それに基づいて聞き取りの再度の聞き取りを行う必要があるのではないかと考える。 学校が、本事実の調査に第三者を加えたのは、調査を終了する直前のことであった。調査内容を実効性のあるものとするためには、より早期の適切な時期に第三者の参加がなされるべきであったが、なされなかった。 今回の事件発生について、校長は●●月●●日に県教育委員会に電話したとしている。しかし担当者が不在であったことから、校長から県教育委員会への事件発生についての報告はなされなかった。結果的に県教育委員会への第1報は3日を経過した●●月●●日となった。（略）これまで、県教育委員会においては、いじめ問題に関する対応マニュアルを作成し、各学校に指導するなどの対応をしていたが、危機管理の一環として、重大事態が発生した際の具体的な連絡体制、重大問題に関する統一的な認識等の指導について、各学校に浸透させることができていなかった。 	
<p>児童生徒に 対するいじ め防止など の教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止のためには、いじめとは重大な人権侵害であると同時に、自分自身の人格をも損なう行為であることを児童生徒に理解させることが重要である。また、いじめが法的責任を問われ得ることを理解させ、併せて、法を理解し活用する力を育成するための法教育が求められる。 道徳に関しては、学級単位での全体計画からの修正については、学校が各学級の状況を適宜把握し、必要に応じてフォローが可能な体制になっていない。これと同様なこととして、例えばいじめ防止の講話等においても、全体集会などで校長が話をした内容を踏まえて、各学級でも展開をしていくようにとの学校全体の方針はあったものの、学級担任への聞き取りによれば、そういった話を受けていじめに関する具体的な指導に取り組んだことはないことである。 児童生徒に対する心の健康教育等の機会をとらえ、学校や関係機関は自殺予防教育を行い、生徒がSOSを発信でき 	<p>17</p> <p>25.8</p>

	<p>るようにし教職員等のサポートが得られることを学ぶ機会を与えることが必要である。また、自殺を考えている生徒が発信する自殺のサインをキヤッチした場合に教職員等周囲の大人に繋げる方法を学ぶ機会も与える必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校がその教育機能を生かし得たとしても、学校生活における状況からの把握にとどまるといっても現実である。子どもの生活には家庭や地域における部分も大きく、いじめは大人の目の届きにくいところできることが多いという意味からも、PTA・保護者、地域の方々の協力を得て、子どもの見守り、いじめの早期発見や予防につながるような活動の充実が望まれる。 日常的に保護者との連絡調整を行うことは当然のことであるが、問題等が生じた場合に保護者との懇談を取り入れ、コミュニケーションがきちんとできるようにしておくことが大切である。また、必要最低限の連絡等については電話やメールを使用することは必要であるが、保護者との間に齟齬が生じている場合電話やメールの使用はかえって対立を深めることにもなることを理解し、顔と顔が見える範囲での行動を大切にすべきだと考える。そして、このようなコミュニケーションが、教員個人と保護者とのものでなく、学校の組織と保護者との間で確立しうる体制が築かれなければならない。 	17	25.8
<p>児童生徒の家庭との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法第13条は、学校は実情に応じていじめ防止基本方針を策定するよう求めている。しかし、学校においては、目標として現実に機能しているのか、実際にそのとおり運用されているのか今一度検証し、不十分な箇所があれば、管理職だけでなく、学校全体で改定に取り組むことが必要である。その上で、全教職員が方針に基づいて対応するよう再確認させ、児童生徒、保護者に対しても必ず説明する機会を作ることが必要である。 本校には、この内規において、調査時点でまだいじめ対策委員会をめぐる記載はありませんが、平成●●年●●月に『いじめ対策基本方針』（資料●●）が策定されています。これは、いじめ防止対策推進法への熟知や理解のみならず、教職員がいかなる情報共有をおこない、その組織的対応がどうであったのかを示す根拠となります。ところが、この『いじめ対策基本方針』を外形的に見ると、県教育委員会により出された同書の雛形に、高等学校名を書き入れ、年間計画の部分にのみ手を加えたものであることが分かります。校内で独自に組織的な議論や調査研究を通じて作成されたかどうかは不明です。 「学校いじめ防止基本方針」を名目的な方針とせず、実効性の高い内容に改善し、早期発見早期対応が可能な組織となるよう、常に見直しを行う必要がある。 	13	19.7
<p>学校基本方針等の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、今回の教訓をもとに、●●町をあげての「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」に関する指導を徹底すること。(略)いじめを発見した際の、初期対応の留意点や実際の記録シートの方、また学校・家庭・関係諸機関との連携の在り方等を、教職員と保護者がともに研修する機会を設けるとともに、各校に設置されたいじめ対策組織が有効に働いているかどうかを常にチェックする。 町教育委員会は、いじめ防止に関する対策の実践について、毎年検証を行い町議会に報告すること。また、町民が参加したいいじめ対策協議会を設置すると共に、必要な費用を予算化すること。 	9	13.6
<p>教委と連携した取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●●報告書は、個別事案を検証するものであるが、いじめの発生やその対応について数多くの知見をもたらす内容を含むものであり、工夫次第では汎用性の高いものとなる。また、その活用は教職員に「いじめが他人事ではない。」との意識付けを促すことにも有効である。以上のことから、●●報告書に限らず、全国の検証委員会によって作成された多くの報告書並びに本報告書が今後いじめ、いじめによる自殺事件が発生しないように広く活用されることを求めるもの 	8	12.1

	<p>である。特に、本報告書の提言部分が各名宛人の方々に周知されるよう努力することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対策本部の調査報告書及び本調査委員会の調査報告書をできうる限り公開し、本事業の教訓を関係者で共有すること。 ・ 指導案や教材を検討、作成する際には、各地の教育委員会や教師の研究会、日弁連、単位弁護士会、臨床心理士会等の取組も参考にすること。その際には、本事業をどのように教訓化するかという視点を忘れないようにすること。 ・ 「●●県いじめ防止基本方針」や各校で策定している「学校いじめ防止基本方針」を踏まえた組織体制や未然防止及び早期発見・対応の取組を着実に実行していく必要がある。 ・ 学校は、「いじめ防止基本方針」に基づき「いじめ防止（危機管理）マニュアル」や必要な計画等を策定し、その理念、未然防止・早期発見・早期対応にかかる行動規範、現状や課題について、全教職員が共通理解し、協働して教育活動や教育指導を行うことが求められる。 ・ 以上、本事業発生前までの協議会、対策委員会、町・町教育委員会によるいじめへの取組みを確認してきた。もちろん、本事業と上記取組みとの因果関係の有無について論じることはできないが、少なくとも町基本方針で謳われたいじめへの取組みとその具体的施策の多くは未実施もしくは実効性の面で不十分であったと指摘することができる。 ・ 他児童の第2回聴き取り結果からは、本担任が、複数の児童に対して「あだ名」で呼んでいた状況が認められる。そもそも教職員が児童を「あだ名」で呼ぶことの有用性自体にも疑問はあるが、仮に何らかの有用性を見出せたとしても、呼称について児童の明示の承諾を得ることが求められる上、学級内で「あだ名」で呼ぶ児童とそうでない児童との間に差別感情やいじめの端緒を生ぜしめない等、弊害が生じないための配慮が必要であろう。しかし、本事業では、本担任にそうした配慮や意識が見受けられない中、常時でないとしても、児童を「あだ名」で呼んでいた。このことが、本学級内で「あだ名」が蔓延し、或いは本いじめが継続する一因となっていた可能性は否定できない。また、本児童に対する「●●」発言の遠因になったと捉えることもできる。本事業で本担任が児童を「あだ名」で呼んでいたことや本学校としてそうした状況に適切に対応できていなかったことは問題とわらざるを得ない。 	6	9.1
<p>学校基本方針等に定めた取組の実施</p> <p>その他</p>		9	13.6
<p>(参考) 分析対象とした事案数</p>		66	

(注) 1 当省の調査結果による。なお、「主な学校等の対応における課題及び再発防止に係る提言」欄は、調査報告書の原文のまま記載しており、「●●」は墨塗りとなっている部分及び関係者に配慮した部分、「(略)」は省略している部分を示す。

2 複数の区分に計上している事案がある。

3 構成比は、分析対象とした事案数に対する割合である。